

第7回

(平成29年7月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成29年7月10日(月)午前9時30分から午前10時8分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子
- 4 欠席委員
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第24号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第25号案 農地法第4条の規定による許可申請について
議第26号案 非農地証明願いに対する認定について
議第27号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
- 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 久保田文子
- 7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、8番・9番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

- 8 番 3月に出ていたあっせんの件ですが、6月16日に農業公社、事務局、吉田委員、買い手、売り手の方立会いで10アール当たり30万円で農業公社に売り渡しました。

議 長 議事に入ります。議第24号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第24号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について、4番委員より調査報告をお願いします。

- 4 番 (調査番号1) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申

請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力2人)です。経営面積は、115a 水稲 110a、主食用米 50a、WCS60a、畑 5a。畑は野菜栽培です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):5m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):小作に出していない。5番(取得価格):全体で7万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、軽トラック、草払機。8番(取得農地の利用計画):自家用野菜。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力されています。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号2番ですけれども、関係者の3番員は、退席をお願いします。

議 長 調査番号2番について、2番委員より調査報告をお願いします。

2 番 (調査番号1) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は父から子への贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力3人)です。経営面積は、772a、水田 448a、畑 274a、水田には主食用米、WCS、畑は飼料作物です。酪農で、搾乳牛 18頭、育成牛 7頭、子牛 3頭、黒毛和種 3頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):600m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):小作に出していない。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):水稲、酪農の機械はすべて揃っています。8番(取得農地の利用計画):飼料作物。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力されています。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査報告が終了しましたので、2番について発言のある方は挙手をお願いします。

佐無田 これからも、生前贈与がでて来るのか

事務局 畜舎を補助事業で建てられる計画があり、用地の交換用の土地として贈与を受けられます。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議 長 調査報告が終了しましたので、1番について発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議 長 議第25号案農地法第4条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第25号案農地法第4条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5番 （調査番号1）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人敷地です。申請者の父が昭和48年に住宅を新築されたときから転用申請なしで宅地の一部として使用されていたものです。家屋を新築してから約44年が経過しており10年ほど空家状態で小屋も老朽化しており、今後、売却やリフォームの予定があり今回の申請となったものです。4条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第3種農地。2番（着工時期）：昭和48年で違反転用による始末書提出済です。3番（資金調達）：支払済み。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）雨水排水は東側の道路側溝へ自然排水で問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域外。以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。

議長 議第26号案非農地証明願いに対する認定についてを上程します。

事務局 議第26号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議長 調査番号1番について、一武地区の代表者の方の調査報告をお願いします。

7番 調査番号1番について、代表して7番より調査報告をします。調査は1、7、8番委員、最適化推進員の早田、佐無田委員で現地確認を行いました。現地は、原田川交差点の南側50m付近です。調査報告の結果を報告します。申請人の住所、氏名、申請物件については記載のとおりです。昭和50年から約40年間耕作なしで、道路が通ったことで、わずかな残地となっています。また、道路ができたことにより、用水路が寸断されています。また、排水路についてもどこにあるかわからない状態があります。全体的に斜面となっており凹凸もあり耕作不適で農地への復旧は難しいと思われます。一武地区の委員で協議を行った結果、非農地ということで判断しています。

議長 調査番号2番について、木上地区の代表者の方の調査報告をお願いします。

3番 調査番号2番について、代表して3番より調査報告をします。7月8日13時30分2、3、6番委員で現地確認を行いました。調査報告の結果を報告します。申請人の住所、氏名、申請物件については記載のとおりです。現地の状況ですが写真の畑は、川辺川事業で開かれた農地であり、場所は野間の公民館から北へ約200mのところですが。3名で協議した結果、農地への復帰は不可能と判断し、非農地ということで判断しました。

- 議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。
- 4 番 1番について、農地としては1種農地ではないか。
- 7 番 区画整理なしで、広がり10haなく2種農地です。
- 4 番 農地がつながっていないのでしょうか。
- 7 番 つながっていません。
- 4 番 どこで切れているのか。
- 事務局 川のところで切れている。
- 4 番 例えば、1種農地であれば、荒らして非農地申請を出して農地ではなくして、なんでもできる。道かかりも良いので、そういう判断は事務局である程度調べたところで受けつけた方が、農業委員としては動きやすいのではないか。
- 6 番 この道路は県道ですか。用水路は、寸断されているということであるが、用水路は原状復帰をお願いして、耕作をせず、非農地と認められれば宅地となる可能性が高く、周りの農地への影響を考慮したところで、非農地とするか判断を協議した方が良いのではないのでしょうか。
- 8 番 非農地と判断した理由は、筆も小さい農地であり、段差があり、基盤整備もされていない。耕作する人が減ってきている中で、その狭い農地を誰に頼むかと考えた時に、たぶん誰に頼める方はいないと思います。ましてや、これだけ荒れていて、10年後20年後を考えた時に、宅地や太陽光発電にした方がかえって解消になるのではないかと考えて非農地として判断しました。1種農地で耕作することは素晴らしいことですが、これだけ小さい農地を今更基盤整備して、誰かが借りてくれることは、たいへんなことだと思い、それまで見据えたうえで、宅地や太陽光発電にしても解消になるのではないかと考えて非農地として判断しました。
- 4 番 解釈はわかるが、農地法としては、それを認めてしまえば、誰でも真似して転用ができることになるので、転用ができないところに該当してくるので、問題があるのではないか。
- 8 番 現地を見ればわかると思います。
- 4 番 こういう判断は、農業委員でも議論して良いと思うが、まずもって事務局にこられたときに、図面で1種農地か2種農地か判断して受付した方がこんな問題は起きないと思う。今まで事務局ではねていたのではないかと思います。例えば、ここは転用できない。非農地として認めれば、簡単に荒らして非農地として認めれば問題である。
- 議 長 42年前から指導がなかったのかと思いますし、非農地にしなくとも5条申請をしたら宅地にできる部分であり、本当に非農地にしなければならないのかと思います。まだまだ、協議をしていただければと思います。
- 佐無田 周辺の農地も同じくらい耕作していないので、どちらかという周辺農地も非農地化を進めた方が良いという感じもします。

- 4 番 農用地区域内か。
事務局 農用地区域外です。
- 6 番 非農地に認めるといっても悪くはないと思いますが、農業委員は農地を守るのが仕事だと聞いた覚えがあります。保留にして、周りの農地との関係もありますので、十分協議したうえで判断した方が妥当だと思います。
- 議 長 非農地にしなくとも 5 条申請をしたら宅地にできる部分であり、保留ということでどうでしょうか。
- 4 番 遊休農地調査では、調査していないか。
- 8 番 周辺が荒れているので、農地としての認識はなかったと思います。
- 内 田 道路をつくった際、用水を付け替えするのが本当ではないか。
事務局 用水については、確認しておりません。
- 議 長 用水については、確認して返事をするようにします。
- 2 番 法律的に原則を譲れない部分と周辺農地に与える影響がありますので、そこも考えての判断が必要だと思います。
- 議 長 全員で現地調査をすることで良いでしょうか。
- 議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号 2 について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全委員：挙手)
- 議 長 全委員賛成ですので、調査番号 2 については原案のとおり決定します。調査番号 1 については、保留とさせていただきます。
- 議 長 議第 2 7 号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 農用地利用集積計画（平成 2 9 年 7 月 7 日付け：球錦農林第 4 6 0 9 号）の諮問があり、今回は所有権移転 5 件、利用権の再設定が 3 件、新規が 1 件です。
- 事務局 議第 2 7 号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）
(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)
以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件である
- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
 - ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である
 - イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。
の各要件を満たしていると考えます。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年7月10日

農業委員会会長

8番 農業委員

9番 農業委員